



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
◎ 規 則	
○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則	税 務 課
◎ 告 示	
・指定納付受託者の指定	税 務 課
・指定納付受託者の指定の一部改正	〃

## 条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第27号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～17 略</p> <p>（不動産取得税の税率の特例）</p> <p>18 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>19～30 略</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>31 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書（この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする同法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税</p>	<p>附 則</p> <p>1～17 略</p> <p>（不動産取得税の税率の特例）</p> <p>18 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>19～30 略</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>31 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書（この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする同法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税</p>

<p>率が適用される狩猟者の登録（この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>32 略</p>	<p>率が適用される狩猟者の登録（この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>32 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第19号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（法第73条の24第1項から第3項までの規定による不動産取得税の減額に関する申告又は申請手続）</p> <p>第20条の4 <u>条例第28条第3項</u>の規定により法第73条の24第1項から第3項までの規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を申告書に添付して振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（納税証紙印の押印等）</p> <p>第30条 <u>条例第65条第2項</u>に規定する売りさばき人（以下この節において「売りさばき人」という。）は、自動車税の納税義務者から自動車税相当額の現金を受け取り、条例第65条第1項に規定する申告書等（以下この節において「申告書等」という。）に知事の指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により証紙の額面金額に相当する金額を表示した納税証紙印を押印しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（自動車税証紙売りさばき人）</p> <p>第36条 <u>売りさばき人の指定を受けようとする者は、文書により自動車税証紙売りさばき人の指定を知事に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、売りさばき人を指定したときはその者に自動車税証紙売りさばき人証（以下「売りさばき人証」という。）を交付する。次項に定める変更があったときもまた同様とする。</u></p> <p><u>3 売りさばき人は、名称、代表者又は主たる事務所若しくは売りさばき所の所在地を変更するときは、文書により知</u></p>	<p>（法第73条の24第1項から第3項までの規定による不動産取得税の減額に関する申告又は申請手続）</p> <p>第20条の4 <u>条例第28条第2項</u>の規定により法第73条の24第1項から第3項までの規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を申告書に添付して振興局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（納税証紙印の押印等）</p> <p>第30条 <u>第36条の規定により準用する長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）第4条の規定により指定を受けた売りさばき人（以下この節において「売りさばき人」という。）は、自動車税の納税義務者から自動車税相当額の現金を受け取り、条例第65条第1項に規定する申告書等（以下この節において「申告書等」という。）に知事の指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により証紙の額面金額に相当する金額を表示した納税証紙印を押印しなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（長崎県証紙条例施行規則の準用）</p> <p>第36条 <u>長崎県証紙条例施行規則第4条、第5条第2項、第6条及び第7条の規定は、自動車税に係る証紙の売りさばき人の指定等について準用する。</u></p>

事に届け出なければならない。

4 売りさばき人は、売りさばき業務を廃止するときは、知事に売りさばき人証を返還し、文書により届け出なければならない。

(自動車税の減免を受ける身体障害者等)

第38条 条例第66条第1項第3号(同条第2項第4号に規定する場合を含む。)の規定により自動車税の減免を受けることができる身体障害者等は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(種別割の減免申請手続)

第42条 略

2 条例第66条第2項第4号の規定により構造減免車に対する種別割の減免を受けようとする者は、減免申請書に当該構造減免車の自動車検査証その他の当該自動車の仕様を明らかにする書類を添付して振興局長に提出しなければならない。ただし、前年度までにこの項の規定により当該構造減免車に対する種別割の減免を受けた者は、この限りでない。

3～6 略

(証紙の売渡し)

第47条 条例第93条の4第2項に規定する売りさばき人(以下この節において「売りさばき人」という。)に対する証紙の売渡し場所は、振興局とする。

(狩猟税証紙売りさばき人)

第48条の4 狩猟税の売りさばき人の指定等については、第36条の規定を準用する。この場合には、同条中「自動車税」とあるのは「狩猟税」と読み替える。

別表(第54条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
略		

(自動車税の減免を受ける身体障害者等)

第38条 条例第66条第1項第3号(同条第2項第4号に規定する場合を含む。)の規定により自動車税の減免を受けることができる身体障害者等は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証を交付されているものに限る。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(種別割の減免申請手続)

第42条 略

2 条例第66条第2項第4号の規定により構造減免車に対する種別割の減免を受けようとする者は、減免申請書に当該構造減免車の自動車検査証その他の当該自動車の仕様を明らかにする書類を添付して振興局長に提出しなければならない。

3～6 略

7 第2項の規定により種別割の減免を受けた自動車については、翌年度以後の各年度において継続して減免の申請をするときに、減免の理由に変更がないことの振興局長による確認(以下「継続確認」という。)を受けなければならない。ただし、納税義務者が身体障害者等用構造変更自動車使用状況申出書(以下この項において「申出書」という。)を提出することにより、各年度における種別割の減免申請に代えることができる。この場合において、申出書が受理されたときは、継続確認を要しない。

(証紙の売渡し)

第47条 第48条の4の規定により準用する長崎県証紙条例施行規則第4条の規定により指定を受けた狩猟税の証紙売りさばき人(以下この条及び次条において「売りさばき人」という。)に対する証紙の売渡し場所は、振興局とする。

(長崎県証紙条例施行規則の準用)

第48条の4 狩猟税の証紙の取扱いについては、前4条に定めるもののほか、長崎県証紙条例施行規則第4条から第7条まで及び第13条から第15条までの規定を準用する。

別表(第54条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
規則第42条第7項	身体障害者等用構造変更自動車使用状況申出書	様式第145号
略		

様式第69号から様式第70号までを次のように改める。

様式第69号

通知年月日：

知事 あて

法人 県 民 税 に係る課税標準額等の通知について  
事 業 税

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前( )								
(フリガナ)									
法人名									
主たる事務所等の所在地									
事業年度	から まで	申告期限の延長月数							
事業税	月	資本金の額又は 出資金の額							
県民税	月	資本金の額又は出資金の額 (解散時点)							
通算・連結区分	災害等延長の申告期限	まで							
事業年度区分	法人区分	法第72条の適用							
資本金等の額	円								
税務官署の通知年月日	税務官署の処理区分	減額更正の理由							
法人税申告年月日	税務官署の申告区分								
申告処理年月日	申告処理区分								
税務官署									
課税標準額の 業付加価値割 の 総額	所得	年400万円以下	円	重加算金	対象所得	円			
		年400万円超 年800万円以下	円		対象付加価値額	円			
		年800万円超	円		対象資本金等の額	円			
		計	円		対象収入金額	円			
	業付加価値割	軽減税率不適用法人の金額		円	加算金 過少・不申告	対象所得	円		
		業付加価値割		円		対象付加価値額	円		
		資本割		円		対象資本金等の額	円		
		収入割		円		対象収入金額	円		
	の 総額	(使途秘匿金税額等)		( )円	過少申告加算税額	円			
		法人税割		円	無申告加算税額	円			
(非PE分)		( )円	重加算税額	円					
差引所得に対する法人税額		円	重加算税対象所得金額	円					
分 割 基 準	法人事業税	種類	内 訳	総 数					
		法 人 都 道 府 県 民 税	人	人					
そ の 他	外国の法人税等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額		仮 装 経 理	租 税 条 約	対象所得金額	円	対象所得金額	円
		都道府県民税分	円			対象付加価値額	円		
		市町村民税分	円			対象資本金等 金額	円		
		法人税割額から控除すべき外国税額の総額				対象収入金額	円		
		都道府県民税分	円			対象法人税額	円		
		市町村民税分	円			対象収入金額	円		
		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額				対象法人税額	円		
		都道府県民税分	円			軌道又は鉄道の売上高と その他部門の売上高	円		
		市町村民税分	円			軌道又は鉄道の売上高	円		
		補正後の従業者数の総数	人			その他部門の売上高	円		
都道府県民税分	人	特定寄附金の合計額	円						
市町村民税分	人	欠損事業年度の所得金額 (欠損金額)	円						
備考									

連絡先：

電話番号：  
課税番号：



様式第70号

通知年月日：

長あて

市町村住民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前( )				
(フリガナ)					
法人名					
主たる事務所の所在地					
本都道府県における主たる事務所等の所在地					
事業年度	から	法人税申告期限	月	資本金の額又は出資金の額	円
	まで	災害等延長の申告期限	まで	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	円
通算・連結区分		事業年度区分		資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円
法人区分				資本金等の額	円

税務官署の通知年月日	税務官署の処理区分	減額更正の理由
法人税申告年月日	税務官署の申告区分	
申告処理年月日	申告処理区分	
税務官署		

(使途秘匿金税額等)	(円)	重加算金	対象所得	円
法人税割	円		対象付加価値額	円
(非PE分)	(円)		対象資本金等の額	円
差引所得に対する法人税額	円		対象収入金額	円
仮装経理に基づく法人税額等	円	外国の法人税等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額(市町村分)	円
租税条約対象法人税額	円		控除外国税額の総額(市町村分)	円
特定寄附金の合計額	円		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額(市町村分)	円
重加算税額	円		補正後の分割基準総額(市町村分)	人
			重加算税対象所得金額	円

関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準
分割基準総数	人 12		人 24		人
1	人 13		人 25		人
2	人 14		人 26		人
3	人 15		人 27		人
4	人 16		人 28		人
5	人 17		人 29		人
6	人 18		人 30		人
7	人 19		人 31		人
8	人 20		人 32		人
9	人 21		人 33		人
10	人 22		人 34		人
11	人 23		人 35		人

備考	
----	--

連絡先：

電話番号：  
課税番号：

様式第75号備考中「第66条第2項第2号」を「第66条第2項第4号」に改める。

様式第86号中「第28条第1項又は第2項」を「第28条」に改め、同様式備考5中「令和4年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同様式備考8中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

様式第145号を次のように改める。

様式第145号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条、第36条、第47条及び第48条の4の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

## 告 示

### 長崎県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、ふるさと長崎応援寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日  
令和6年3月29日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称  
東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス  
株式会社JALUX

### 長崎県告示第248号

指定納付受託者の指定（令和4年長崎県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 略 2 指定納付受託者の所在地及び名称 (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社さとふる (2)～(6) 略 (7) 東京都品川区上大崎3丁目1番1号 株式会社トラストバンク	1 略 2 指定納付受託者の所在地及び名称 (1) 東京都港区海岸1丁目7番1号 SBペイメントサービス株式会社 (2)～(6) 略 (7) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 株式会社トラストバンク

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏弥  
クイックプリント